

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済制度に関する要綱

平成19年12月21日

(株)証券保管振替機構

1. 趣旨

アジア成長企業の資金調達の円滑化及び我が国金融資産の投資効率向上と有効活用等の目的で、日本版預託証券（Japanese Depositary Receipt：JDR）が検討されているが、信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち、金融商品取引所に上場され、かつ、信託財産が外国株又は外国ETFであるものについて、機構は、当該受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び決済の信頼性と安全性を確保する観点から、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）における証券保管振替機関として、以下のとおり兼業業務として、受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に係るインフラを整備し、参加者及び顧客に提供することとする。

なお、受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する業務（以下「受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務」という。）は、信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券が電子化されるまでの期間について、保振法（又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。））の兼業として暫定的な取り扱いを規定したものであり、電子化後においては振替法に基づく振替機関の本来業務として取り扱いを行う予定である。

2. 内容

項目	内容	備考
(1) 定義	① 「外国株信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるものをいう。	

項目	内 容	備 考
	<p>② 「外国ETF信託受益証券」とは、金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する受益証券又は同項第11号に規定する外国投資証券であるものをいう。</p> <p>③ 「信託受益証券」とは、外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券を総称していう。</p> <p>④ 「発行者」とは、受益証券発行信託の受託有価証券に係る発行者（金融商品取引法第2条第5項に規定する者をいう。）をいう。</p> <p>⑤ 「受託者」とは、受益証券発行信託の受益証券を発行する受託者（信託法第2条第5項に規定する者をいう。）をいう。</p>	
<p>(2) 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の取扱形態</p>	<p>① 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を、保振法第4条の2第1項ただし書に基づく兼業業務として取り扱う。</p> <p>② 機構は、兼業業務として受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うため、主務省令で定めるところにより主務大臣に対して承認申請を行う。</p>	<p>・信託法の改正に伴い、受益証券発行信託スキームによる受益証券の発行が可能となり、当該受益証券に係る受益権は、信託法整備法に係る改正振替法に規定され、改正振替法の適用を受ける権利となっている。</p> <p>・信託法整備法に係る改正振替法の施行は、改正振替法の公布日である平成18年12月15日から起算して5年以内の政令で定める日となっている。</p>

項目	内 容	備 考
(3) 取扱要件	<p>① 信託法の受益証券発行信託により発行されるものであって、金融商品取引所に上場されている信託受益証券であること。</p> <p>② 機構が行う信託受益証券の保管業務について、当該業務の委託契約が機構と受託者との間で締結されていること。</p> <p>③ 上記②の規定により、受託者で保管される信託受益証券が無記名式であること。(⇒想定される受益証券の発行方法は後述「(9) 信託受益証券に係る券面」参照)</p> <p>④ 発行者及び受託者が、機構の定める受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則その他機構が定める規則及び業務処理の方法に従うことについて同意していること。</p>	<p>・外国株信託受益証券及び外国ETF信託受益証券以外の受益証券発行信託の受益証券については、機構における取扱いの必要性を検討の上、規則改正等を行う。</p> <p>・株券等に関する業務規程施行規則(以下「業務規程施行規則」という。)第5条参照</p>
(4) 取扱同意	<p>① 信託受益証券の受託有価証券が外国株券である場合には当該株券の発行会社を、外国ETFの場合には設定会社を発行者とし、機構は、発行者より当該信託受益証券の機構取扱いに係る同意を得ることとする。</p> <p>② 機構は、受託者より、当該信託受益証券の機構取扱いに係る同意を得ることとする。</p> <p>③ 上記同意のなかで、上記(3)④についての同意も得ることとする。</p>	<p>・株券等に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第10条参照</p>
(5) 取扱廃止要件	<p>① 金融商品取引所において上場廃止となった場合</p> <p>② 発行者及び受託者が機構に対して行った同意を撤回した場合</p> <p>③ 受託有価証券が外国株券である場合において、発行者が発行する外国</p>	<p>・業務規程第12条参照</p>

項目	内 容	備 考
	<p>株券が無価値となった場合</p> <p>④ 機構は、取扱信託受益証券が上記①から③の事由に該当した場合であっても、取扱信託受益証券の流通状況等を勘案し、その取扱いを継続する必要があると認めるときは、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続することとする。</p>	
(6) 信託受益証券参加者	<p>① 信託受益証券を取り扱う参加者(以下「信託受益証券参加者」という。)は、業務規程第15条第1項に基づき口座の開設を認められた者のうち、信託受益証券に係る取扱いを希望する者で機構が認めた者をいう。</p> <p>② 業務規程第23条第3項に基づき、機構から承認を受けた特例参加者についても、取扱いを希望する者で機構が認めた場合には、取扱いを可能とする。</p> <p>③ 信託受益証券参加者は、信託受益証券に係る口座を開設するため、機構に対して口座開設申請を行うこととする。</p> <p>④ 信託受益証券参加者は、翌営業日の業務開始までに、前営業日終了時点の自己分残高を通知しなければならない。</p> <p>⑤ 信託受益証券参加者の機構に対する届出義務等は、業務規程第19</p>	<p>・業務規程第14条参照</p> <p>・信託受益証券参加者であっても、信託受益証券の残高が発生しない場合には、諸費用は発生しない。</p> <p>・業務規程第23条参照</p> <p>・業務規程第18条参照</p> <p>・受託者は、信託受益証券と信託財産との転換手続を行う際に、信託受益証券参加者口座が必要であるため、信託受益証券参加者とならなければならない。</p> <p>・保振法第17条参照</p>

項目	内 容	備 考
	<p>条、第19条の2、第20条に準じて定める。</p> <p>⑥ 機構は、顧客から預託を受けた信託受益証券を機構に預託する信託受益証券参加者が法令等に違反した場合の措置は、業務規程第23条の2及び第23条の3に準じて定める。</p> <p>⑦ 信託受益証券参加者が、顧客のために信託受益証券顧客口座を開設するには、信託受益証券に関して顧客との間で、機構の規則その他機構が定める規則により、信託受益証券を取り扱うことを含む契約をしなければならない。</p>	<p>・業務規程第31条参照</p>
(7) 信託受益証券口座簿の取扱い	<p>① 信託受益証券参加者口座簿の取扱いについては、業務規程第24条、第26条及び第27条等に準ずる。</p> <p>② 信託受益証券顧客口座簿の取扱いについては、業務規程第30条、第32条及び第33条等に準ずる。</p>	
(8) 質権、信託財産表示の取扱い	<p>① 信託受益証券参加者口座簿及び信託受益証券顧客口座簿には、質権口座の開設はできない。</p> <p>② 保振法第31条第3項及び第4項の各括弧書きに基づく受益者報告の委任(業務規程施行規則第66条)を可能とし、担保突合処理により、機構は、信託受益証券の残高を有する受益者を報告する。</p> <p>③ 信託受益証券参加者口座簿及び信託受益証券顧客口座簿における信託財産表示を可能とする。</p>	<p>・信託受益証券の電子化以降の開設は可能となる。</p> <p>・保振法第37条の適用がないため、第三者対抗要件はない。</p>

項目	内 容	備 考
(9) 信託受益証券に係る券面	<p>① 信託受益証券は無記名式とする。</p> <p>② 新規上場時に際して発行する信託受益証券は、1 銘柄につき、受益権の口数記載のないグローバルノート 1 枚とし、機構は当該信託受益証券の保管業務を受託者に委託する。(⇒詳細は後述「(1 1) 保管の取扱い」参照)</p> <p>③ 裁判所等、受託者以外の者に券面提示が必要な場合等の信託契約に定める事象が発生した場合に限り、受益権の口数記載のある受益証券を発行し、信託受益証券参加者経由で受益者に交付する。なお、この場合、グローバルノートには全ての受益権から当該券面に記載された受益権を控除した受益権が表章されることになるよう記載を行う。</p>	<p>・グローバルノートとは、受益権の口数の記載がなく、信託契約において、原則として当該券面 1 枚に、全ての受益権が表象される大券をいう。</p> <p>・信託契約に定める事象により、受益権の口数記載のある券面を発行した場合には、全ての受益権から当該券面に記載された受益権を控除した受益権がグローバルノートに表象されることになる。</p>
(10) 預託の取扱い	<p>以下に記載する場合を除き、信託受益証券の預託については、信託受益証券参加者が、機構に対して行う。</p> <p>なお、機構は規定により、預託を受けない日を定めることができる。</p> <p>【新規公開時の公募又は売出しに係る預託】</p> <p>① 引受主幹事証券会社は、「公募又は売出しに係る預託前株券等の預入れ票」及び「公募又は売出しに係る株券の預託票」を受託者へ提出する。</p> <p>② 受託者は、機構に対して「公募又は売出しに係る株券の預託票」を提出する。</p>	<p>・信託受益証券の預入れ票及び預託票については、株券と同一の帳票を代用することとする。</p> <p>・受託者は、発行する信託受益証券の記番号等を引受主幹事証券会社へ連絡</p>

項目	内 容	備 考
	<p>③ 機構は、「公募又は売出しに係る株券の預託票」に基づき、上場日に引受証券会社に残高が発生するように処理を行う。</p> <p>④ 機構は、「新株式預託入力の一覧表」を引受主幹事証券に対してFAX送信する。</p> <p>【既上場信託受益証券の公募又は売出しに係る預託】 新規公開時の公募又は売出しに係る預託の場合と同様</p> <p>【外国株券等から信託受益証券への転換に係る預託】 (14) 転換の取扱いを参照</p>	<p>することは不要。</p>
(11) 保管の取扱い	<p>① 顧客及び信託受益証券参加者から預託を受けた信託受益証券の保管業務は、機構と受託者との信託受益証券の保管委託契約に基づき、信託銀行等の受託者において行う。</p> <p>② 信託受益証券の保管は、混蔵保管とする。</p> <p>a. 顧客の権利は、信託受益証券参加者が、信託受益証券顧客口座簿における口座に振替数量を記載した時に、当該振替数量に係る顧客の権利の持分割合に応じて移転が行われるものとする。</p> <p>b. 信託受益証券参加者の権利は、機構が、信託受益証券参加者口座簿における口座に振替数量を記載した時に、当該数量に係る信託受益証</p>	<p>・受益者が、受託者に対して、権利行使を行う場合には、受託者に対して受益証券の提示が必要となるため、受益証券の保管は、機構との保管契約に基づき受託者において行うこととする。</p>

項目	内 容	備 考
	<p>券参加者の持分割合に応じて移転が行われるものとする。</p> <p>③ 信託受益証券と信託財産との転換等で信託受益証券の残高に増減が発生した場合には、信託受益証券の追加発行又は消却を行う。</p> <p>④ 受託者は、受託者で管理する当該銘柄の信託受益証券の発行残高に増減があった場合には、当該銘柄の発行残高を機構に対して通知するものとする。</p> <p>⑤ 機構は、毎営業日、信託受益証券参加者口座簿における信託受益証券の前営業日時点の口座残高を、信託受益証券参加者に通知するものとする。この場合において、信託受益証券参加者は、通知された口座残高と自己が管理する口座残高との照合を直ちに行い、相違がある場合には、直ちに機構に申し出なければならない。</p>	
(12) 振替の取扱い	<p>【信託受益証券顧客口座簿における口座振替の取扱い等】</p> <p>信託受益証券顧客口座簿における振替の取扱いは、業務規程第67条に準じて取り扱うこととする。</p> <p>① 信託受益証券参加者は、顧客からその口座の信託受益証券につき、他の口座への振替の請求を受けた場合には、当該顧客の振替指定日に、信託受益証券顧客口座簿へ当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>② 信託受益証券参加者は、①の請求が、自己が備える信託受益証券顧客口座簿上の他の口座への振替を内容とするものである場合には、①の記載又は記録をするとともに、当該他の口座に係る所要の記載又は</p>	

項目	内 容	備 考
	<p>記録をしなければならない。</p> <p>③ 信託受益証券参加者は、①の請求が、他の信託受益証券参加者の口座又は他の信託受益証券参加者が備える信託受益証券顧客口座簿上の顧客口座への振替である場合には、機構に対し、振替の請求をしなければならない。</p> <p>④ 信託受益証券参加者は、信託受益証券参加者口座簿における自己分の信託受益証券を、自己が備える信託受益証券顧客口座簿上の顧客口座へ振り替える場合には、信託受益証券顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>【信託受益証券参加者口座簿における口座振替の取扱い等】</p> <p>① 信託受益証券参加者口座簿における振替の取扱いは、業務規程第68条から第71条までに準じて取り扱うこととする。</p> <p>a. 機構は、信託受益証券参加者からその口座の信託受益証券につき、他の口座への振替請求を受けた場合には、当該信託受益証券参加者の振替指定日に、信託受益証券参加者口座簿へ所要の記載をし、かつ、振替先の信託受益証券参加者の口座に所要の記載をする。</p> <p>b. 機構は、前 a. の記載をした場合には、振替の請求をした信託受益証券参加者及び振替先の信託受益証券参加者に振替済みの通知をする。</p> <p>c. 機構は、信託受益証券参加者のうち、指定金融商品取引清算機関が業務の対象とする取引の決済に係る信託受益証券の授受のため</p>	

項目	内 容	備 考
	<p>の振替の請求を、信託受益証券の渡方の信託受益証券参加者に代わって当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替をする日に、それぞれの口座に当該振替に係る所要の記載をする。</p> <p>d. 機構は、前 c. の記載をした場合には、振替の請求をした指定金融商品取引清算機関並びに前 c. の渡方信託受益証券参加者及び受方信託受益証券参加者に振替済みの通知をする。</p> <p>e. 信託受益証券参加者は、機構から振替済みの通知を受けた場合において、当該振替が自己の備える信託受益証券顧客口座簿上の顧客口座に係るものであるときは、その通知を受けた日に、信託受益証券顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>② 機構は、受託者から新受益権の交付があった場合における通知を受けることとなる場合において必要があると認められるときは、当該預託信託受益証券に係る振替をしない日を指定することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を信託受益証券参加者に通知することができる。</p> <p>③ 機構は、信託受益証券参加者に係る口座振替の状況について、指定金融商品取引清算機関に振替済みの通知をするものとする。</p> <p>④ 機構は、口座振替の指図を行った信託受益証券参加者の預託信託受益証券の残高が、当該指図の数量に不足する場合には、振替を実行しない。</p>	

項目	内 容	備 考
(13) 交付の取扱い	<p>① 信託受益証券の交付は、受託者において、信託契約にあらかじめ定められた事由に該当するか否かの確認を行った上で、該当すると受託者が判断した場合のみ交付を行うものとする。</p> <p>② 信託受益証券を、信託契約に定める事由以外には交付しない旨について、機構における信託受益証券保管振替決済規則においても定めることとする。</p> <p>③ 信託受益証券参加者は、受益者より信託受益証券を裁判所へ提示する等の信託契約に定める事由による受益証券の交付請求があった場合には、機構に対して事前に券面交付請求に係る所定の交付請求依頼書を提出するものとする。</p> <p>④ 上記③の請求内容が、信託契約に定めた事由に該当すると受託者が判断した場合には、当該信託受益証券の引渡日を機構に通知し、機構は当該信託受益証券参加者に交付日を通知するものとする。</p> <p>⑤ 上記④の通知を受けた信託受益証券参加者は、指定された交付日に当該信託受益証券が交付されるよう、原則として前日交付請求を行うものとする。</p>	<p>・(3) 取扱要件参照。</p>
(14) 転換の取扱い	<p>【信託受益証券から信託財産である外国株券等への転換】</p> <p>① 信託受益証券参加者が、顧客からその口座の信託受益証券の数量に応じた信託受益証券を、信託財産である外国株券等へ転換する請求を受けた場合又は信託受益証券参加者が自ら転換を希望する場合には、遅滞なく、受託者に所定の転換請求書を送付するものとする。</p>	

項目	内 容	備 考
	<p>② 信託受益証券参加者は、あらかじめ指定される受託者の信託受益証券参加者口座に、当該転換に係る信託受益証券の数量を振り替えるための請求を機構に対して行うものとする。</p> <p>③ 機構は、信託受益証券参加者から、当該転換に係る振替請求を受けた場合には、当該信託受益証券参加者が指定した日に、信託受益証券参加者口座簿に当該信託受益証券参加者等の口座に係る所要の記載をし、かつ、受託者の信託受益証券参加者口座簿に所要の記載をし、その旨を通知する。</p> <p>④ 受託者は、信託受益証券参加者から振り替えられた信託受益証券を信託財産に転換するために、機構に対し当該転換に係る数量の交付請求を行い、請求を受けた機構は、受託者の信託受益証券参加者口座簿に当該数量の減額を行う。</p> <p>【外国株券等から信託受益証券への転換】</p> <p>① 外国株券等から信託受益証券への転換を希望する信託受益証券参加者は、受託者に対して所定の転換請求書を送付する。</p> <p>② 受託者は、外国株券等の信託財産の振替を確認後、当該転換によって発生する信託受益証券の増加数量を記載した振替預託書を機構に提出する。</p> <p>③ 機構は、振替預託書を受領した場合には、当該振替預託に係る信託受益証券の数量を、受託者の信託受益証券参加者口座簿に発生させ、</p>	<p>・受託者は、信託受益証券参加者が指定する口座に対して信託財産である外国株券等の振替を行う。</p> <p>・信託受益証券参加者は、外国株券等を受託者の指定する口座に対して振替を行う。</p>

項目	内 容	備 考
	その旨を受託者に通知するとともに、指定された信託受益証券参加者へ当該振替請求に係る数量を振り替えるものとする。	
(15) 受益者確定の取扱い	<p>① 信託受益証券参加者は、受益者に対する権利付与、受益者の権利確保のために必要な場合又は信託契約に定めがある場合等には、受益者について、銘柄ごとに、受益者管理番号及び信託受益証券の残高を機構に報告しなければならない。この場合において、信託受益証券参加者は、当該受益者から他の者が受益者である旨の申し出があった場合には、その者を受益者として報告しなければならない。</p> <p>② 機構は、受託者に対して、信託受益証券の銘柄ごとに、受益者管理番号及び信託受益証券の残高等を通知するものとする。この場合において、機構は、当該信託受益証券参加者から、信託受益証券参加者の自己分について、他の者が受益者である旨の申し出があった場合には、その者を受益者として通知するものとする。</p> <p>③ 信託受益証券参加者は、受益者票を、機構を経由せず、受託者に対して直接提出するものとする。</p>	<p>・内国株での株主確定に係るスキームを活用することとし、実質株主を受益者に読み替えるものとする。</p> <p>(Ex. 実質株主管理番号⇒受益者管理番号)</p>
(16) 損失補てん制度	<p>【信託受益証券の不足が発生した場合】</p> <p>業務規程第64条に準じた損失補てん制度を構築するものとする。この場合における補てんの順序は、個別責任による補てんから共同責任による補てんへと移行する方式とし、補てんは信託受益証券の銘柄ごとに行うものとする。</p>	<p>・信託受益証券の電子化移行後は、加入者保護信託の対象となる。</p>

項目	内 容	備 考
	<p>① 不足の原因を発生させた信託受益証券参加者が、自社責任で補てんを行う。</p> <p>② 機構は、信託受益証券の補てんを行うため、あらかじめ保険会社と損害保険契約を締結し、当該損害保険契約に基づく保険金により補てんを行う。</p> <p>③ 上記の保険金のみでは補てんすることができない場合には、機構は機構の取締役会の定める限度において追加の補てんを行う。</p> <p>④ なお不足する場合には、不足の対象となる信託受益証券を、当該事象が発生した日に残高を有する信託受益証券参加者による定額負担の補てんを行う。</p> <p>⑤ なお不足する場合には、当該信託受益証券参加者による無過失連帯責任による補てんを行う。</p> <p>【信託受益証券の裏付けとなる外国株券等の信託財産に不足が発生した場合】</p> <p>受託者との現地保管機関との保管契約に基づく処理を行うこととし、機構における損失補てんは行わないものとする。</p>	<p>・外国株券等の補てん制度は、損害保険契約に基づく保険金で補てんすることとしており、信託受益証券の電子化までの間は、同様の保険を締結する。</p>
(17) コーポレート・アクション	<p>① 機構は、発行者及び受託者との間でコーポレート・アクション情報の提供に係る契約を締結する。</p> <p>② 当該信託受益証券について金融商品取引所への上場の廃止の原因と</p>	

項目	内 容	備 考
	なる事実が発生した場合も同様とする。	
(18) 手数料	<p>① 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務につき、所要の手数料に係る当該消費税額及び地方消費税額を加算して信託受益証券参加者から徴収する。</p> <p>② 手数料については、上場投資信託（ETF）と同様とする。</p>	<p>・株券の電子化以降の手数料についても、上場投資信託受益権（ETF）と同様とする。</p>
(19) 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の一部委託	<p>① 機構は、機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を運営するために必要があると認める場合には、その業務の一部を他の者に委託することができる。</p> <p>② 前①の場合において、機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行できる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人のなかから委託先を選定する。</p> <p>③ 機構は、業務の委託に際し、委託先と次に掲げる事項を含む契約を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容及び範囲 ・ 委託する期間 ・ 報告又は資料の提出、物件調査 ・ その他必要な事項 	

項目	内 容	備 考
(20) その他必要な措置	<p>① 機構は、機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を適正かつ確実にを行うため、必要な事項につき規則を定め又は必要な措置を講ずることができる。</p> <p>② 機構と信託受益証券参加者間の責任については、業務規程第114条に準じて取り扱う。</p>	

以 上